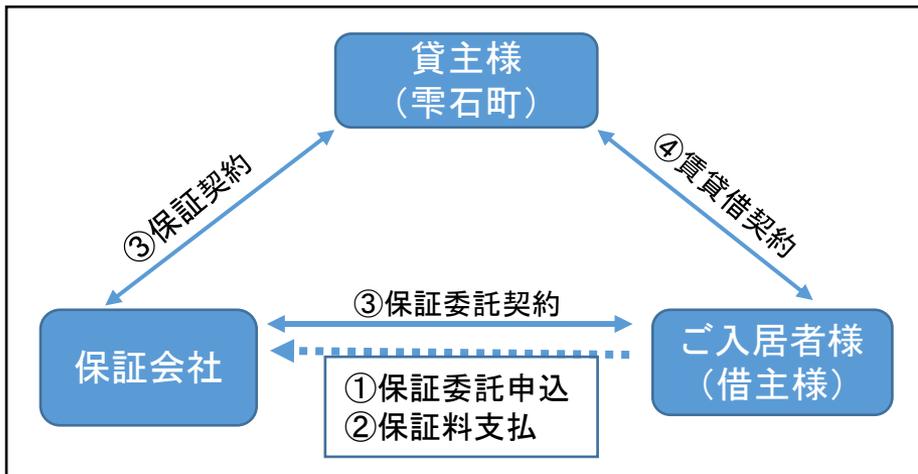


Q1:(家賃債務)保証会社とは?

A1:賃貸住宅契約時に借主様より一定の保証料を受け取り、借主様の連帯保証人となることで、借主様の信用を補完する役割を担う会社です。少子・高齢化に伴い保証人を依頼しにくい社会情勢に加え、2020年4月1日より改正民法が施行され、保証契約が大幅に改定されたことにより、賃貸住宅の契約では、個人保証人に代わり、保証会社による機関型保証の利用が急速に進んでいます。

Q2:(家賃債務)保証会社との契約関係は?



A2:ご入居者様から保証会社へ保証委託申込と保証料を入金していただくことで、保証会社はご入居者様の申込みを受諾しその旨契約(保証委託契約)を交わし、同時に貸主様に対し入居者様の保証人となる旨契約(保証契約)を交わします。これにより賃貸借契約に必要な保証人の条件が満たされ、ご入居者様は貸主様と賃貸借契約を交わすことが可能となります。

Q3:家賃の支払いが遅れた場合はどうなりますか?

A3:貸主様からの請求に基づき保証会社が貸主様へ未納の家賃を一旦立て替えをしてお支払います。保証会社はその後借主様へ請求(求償請求)することになり、借主様は保証会社へ遅れたお家賃及び代位弁済手続費用1,000円をお支払していただくこととなります。

Q4:保証会社の審査基準とは?

A4:暴力団やその関係者、過去に契約した別物件の家賃を滞納したまま未だ解消していない方、収入に占める家賃の割合が原則3割以上である方以外は基本的に審査は通ります。過去に破産したことがある等の金融系の事故を抱えたことがあったとしても審査には加味されません。

Q5:保証料(保証委託料)と保証期間と保証範囲は?

栗石町営住宅専用プラン		
保証料 (保証委託料)	初回保証料	20,000円
	年額保証料	5,000円
保証期間	入居から退去明渡しまで	
保証範囲	賃料	〇月額賃料の12ヶ月分
	残置物撤去・処分費	合算して10万円
	原状回復費	

A5:専用プランとして上記内容となります。入居時に保証料20,000円をお支払いいただき、一年ごとに5,000円の年額保証料をお支払いいただくことで、退去までの期間を保証させていただきます。尚、お支払いいただいた保証料は、入居前は返還いたしますが、入居後においては返還できませんのでご了承ください。

※その他保証会社に関するお問い合わせは下記宛にお願いします。



アーク株式会社 <http://www.ark-net.co.jp/>

お客様相談ダイヤル

0120-961-755

本社 / 岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目8番2号
 東京本社 / 東京都中央区日本橋小網町18番6号日本橋白馬ビル5F
 支店 / 大阪支店・横浜支店・東京支店・宇都宮支店・福島支店・仙台支店
 山形支店・岩手支店・秋田支店・青森支店・札幌支店